

1983年7月28日

クラブアッセンブリー資料

1983—84年度 活動方針

1982—83年度 決算書

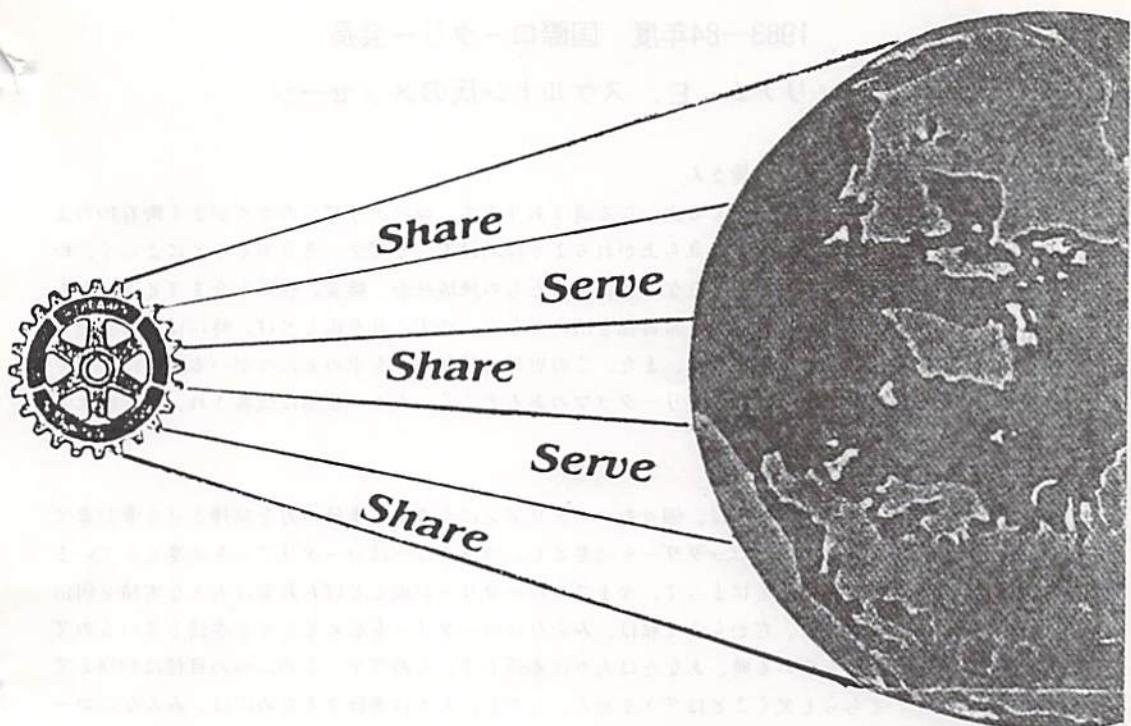
1983—84年度 予算書

鹿児島西ロータリークラブ

会長 高井 敏治

幹事 木治屋 克己

みんなにロータリーを— *Share Rotary—*



Serve People

みんなに奉仕を

1983-84年度 国際ロータリーのテーマ

1983—84年度
国際ロータリー会員の横顔

ウィリアムE. スケルトン

米国バージニア州クリスチャンスバーグ・ブラックスバークRC会員、バージニア州立大学理工学部名誉学部長、Epsilon Sigma Phi全米会長、ブラックスバーク市のファスト・ナショナル・エクスチェンジ銀行会長。

1954年RC入会、ガバナー、R I理事、R I副会長などを歴任。

1983—84年度 国際ロータリー会長

ウィリアム E. スケルトン氏のメッセージ

ロータリーを指導される親愛なる皆さん

ロータリーは、人々への奉仕に通じる大いなる道であります。ロータリアンの方々がよく御存知のように人々に奉仕する最上の道は、自ら立ち上がりるように助けることです。そうすることによって、ロータリアンは、ひとたびこうと決心したならば、自分たちの地域社会、職業、世界を今までと違ったものにすることができます。私達はいったん目標を決めたら、必ずこれを成しとげ、時にはこれを超えることすらあります。私達は地域社会に、また、この世界に援助の手を求める人々がいる時には、少しでもお役に立ちたいと努めます。ロータリークラブのあるところ、人々の生活は改善され、また向上します。

あなたがたのロータリー・クラブは、個々のロータリアンに内在する奉仕の力を發揮させる牽引車であります。個々のロータリアンはロータリーを必要とし、ロータリーはロータリアンを必要としています。多くの人々を会員にすることによって、今までにロータリーが成しとげた非常に大きな実績を何倍かに増大することができます。だからこそ私は、みんなにロータリーを広めることを要請しているのです。あなたがロータリーを広める時、あなたは人々に奉仕しているのです。この二つの目標は相携えて前進するものです。どちらも欠くことはできません。しかし、人々に奉仕するためには、みんなにロータリーを広めなければなりません。そこで私は本年度ロータリーの指導者として、あなたがたに一人でも多くの人をロータリーに入会させるよう努力して下さいとお願ひします。あなたの創意を生かして下さい。時の試練を経た方法、新しいアイディアを活用して下さい。一層多くの人をあなたのクラブに迎えて下さい。ロータリーは、老若を問わず、あらゆる有用な実業および専門職業に携わる人を必要としています。そうすることによって、誰であろうと、何処であろうと一人でも多くのニーズに応えられるのです。

本年度が大きな成果をあげる年であることを希望します——会員増強に、地域社会の発展に、職業活動の充実に、国際的発展に。私達には牽引車があります——ロータリーのプログラムという牽引車があればこそ私達の人道的目標が実現できるのです。しかしながら、みんなに奉仕するというこの目標を達成するには、共に手を携えてロータリーのプログラムを推進する多くのロータリアンを更に必要とします。さあ皆さん、みんなにロータリーを、みんなに奉仕を。

第273地区ガバナー丸田美德氏の横顔

大正8年3月17日生

本籍地 宮崎県都城市八幡町3416番地

現在地 宮崎県都城市八幡町4街区3号

学・職歴

昭和19年 9月 熊本医科大学卒業
昭和24年 1月 熊本医大附属医学専門部講師
昭和24年 3月 熊本医大産婦人科医局長
昭和25年 4月 熊本医大講師
昭和25年 4月 医学博士の学位職授与さる
昭和27年 7月 熊本大学医学部講師
昭和28年11月 現在地に丸田病院開業
昭和51年 4月 都城市北諸県郡医師会会长
昭和55年 4月今現在 全上会長
昭和56年 5月 都城市体育協会々長

ロータリー歴

昭和32年 4月11日 都城R.C. 入会
昭和35年 7月 都城R.C. 幹事
昭和38年 7月 都城R.C. 会長
昭和41年 7月 特別代表(都城北R.C.)
昭和43年 7月 分区代理
昭和41年 7月より45年6月まで 地区研究グループ交換委員
昭和52年 4月 地区大会委員長
昭和54年 ポールハリスフェロー

丸田ガバナーからの手紙

高井 敏治様

お元気ですか、小生ボカラトンの国際協議会に参加しています。世界中のG.N.と起居を共にし、語り合うのは極めて有意義の様です。

スケルトンのターゲットと共に推進いたしましょう。

貴クラブの発展と会員皆様の御健祥を祈ります。

1983年5月29日

丸田 美 德

ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

1. 奉仕の機会として知り合いを拡めること。
2. 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると云う認識を深めること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること。
3. ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

四つのテスト

THE FOUR WAY TEST

われわれがものごとを考え、言い、または
為そうとする場合は、これに照合してから
of the things we think, say or do

1) 真実かどうか

is it the truth ?

2) みんなに公平か

is it fair to all concerned ?

3) 好意と友情を深めるか

will it build goodwill and better friendships ?

4) みんなのためになるかどうか

will it be beneficial to all concerned ?

目 次

1. 会長挨拶	1
2. 幹事挨拶	3
3. 行事予定	4
4. 組織一覧表	6
5. 委員会報告	7
6. 鹿児島西ロータリー・クラブ定款	17
7. 鹿児島西ロータリー・クラブ細則	29
8. 鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定	37
9. 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約	38
10. 鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱	39
11. 1982-83年度 収支決算書	40
12. 1983-84年度 収支予算書	45
13. 財産目録	50

1. 会長挨拶

会長 高井 敏治

1983-84年度クラブ会長として、皆様の御世話役になりました。私としましては、できるだけのことはしたいと考えております。

昨年11月に柴山さんが突然往ってしまわれ、私がその代りをつとめることになりました。ロータリー活動に熱心なことでは人後におちない方であっただけに、その後任になることはとてもむづかしいことのように思われました。副会長就任後直ちに次期役員の選挙という難事などがありましたが、会員諸氏の御助力で何とか半年余の副会長をつとめることができました。

通常なら会長就任まで1年半余の余裕と準備期間があるのに、このような事情でその期間が短かく、ロータリーの考え方、クラブ運営に対する取り組み方が足りません。その点何分の御了承を御願いします。

今年度R・I会長スケルトル氏は、『みんなにロータリーを、みんなに奉仕を』という目標を掲げ、ロータリアンに対して先づ「人に奉仕する最大の道は、自ら立上るように助けることだ」と述べ、次いで「多くの人を会員にすることによって、これまでのロータリーの実績を増大できる」と言い、会員増強を訴えております。

私は本年度西ロータリークラブの活動方針として《ロータリー意識の高揚》を提唱したい。ロータリアンのなすべきことは、一言で表現すれば、ロータリー精神を正しく把握してそれを行動に移す、ということです。勿論御自分の職業については、各自職業奉仕につとめていただこうことでしょうが、クラブ活動についても応分の御努力をお願いしたい。

年間を通じての具体的クラブ活動については、物事には起承転結があるように、当初青少年奉仕に力を入れ、同時によりよい例会づくりからとりかかりたい。現実的にローターアクト、インター アクト活動が盛り上り、クラブ例会の中味が濃くなると、そこに親睦・情報活動が動いてくる。例会が面白いと会員の出席がよくなり、新しく会員もふえてくる。

秋になってガバナー公式訪問があり、観月会・年次大会参加と進むにつれて、それぞれの委員会の持味を発揮していただきたい。

前年度は創立20周年記念行事があり、成功裡に修了したのは久保前会長・水渕前幹事の一方ならぬ御苦労のおかげですが、そのあとをうけて、ますます当クラブが発展するよう願っております。一年経ってみて、会員の皆様、又私にとって何らかの進歩があれば幸いと思っております。

幸いに幹事に木治屋さんというすぐれた方に就任してもらいました。必ずやクラブの

ため御活躍いただけるものと存じます。この一年間、会員皆様の御援助と共に御叱正を御願いしてやみません。

1983～84年度 鹿児島西ロータリークラブ会長の活動方針

目標『ロータリー意識の高揚』

1. 青少年奉仕活動の活性化
 - イ. インターアクトクラブへの援助（インターフェス年次大会）
 - ロ. ロータリークラブへの援助
2. 毎週の例会をよりよいものにする。
 - イ. 卓話内容のよりよいものをえらぶ。
 - ロ. ロータリー情報 例会の中と週報
 - ハ. 親睦 例会の親睦から出発して、同好会など。
3. ロータリー財団寄附の推進（寄附をふやして留学生を送る）
 - イ. 100万ドル食事
 - ロ. 20万ドル食事の提唱
 - ハ. その他 ボールハリスフエロー財団留学生の世話
4. 出席奨励
 - イ. ロータリー意識の向上と、よい例会づくりで例会出席を楽しみとし、出席率を向上させる。
 - ロ. 地区大会（大分）への出席勧奨
 - ハ. 当クラブ20周年式典への出席答礼として、鶴岡ロータリークラブ25周年式典への出席。（59年6月9日）
5. 会員増強
多くの人にロータリーを知ってもらうため。
6. 国際奉仕
 - イ. ブラジルの組合せクラブと友好を深める。
 - ロ. 交換学生復活の気運をつくる。
7. 繙続事業
高校生への奨学金・友愛文庫・図書館への図書贈呈・学習会・観月会・三木会・ゴルフ会・マージャン大会など。

2. 幹事挨拶

幹事 木治屋 克巳

この度、当西クラブ1983年～84年度幹事を命ぜられました。もとより非力ではございますが、一生懸命務めますのでよろしくお願ひいたします。

幹事の任務としては、高井会長の運営方針に基づき、R・Iスケルトン会長テーマ「みんなにロータリーを、みんなに奉仕を」踏まえ、クラブの事務局長としての責務を果たしたいと思います。

本年度は五大奉仕部門のうち、特に青少年、会員増強とロータリー財団への寄附アップ等、先輩ロータリアンが築きあげられた知性豊かな独特の雰囲気を継承し、更に例会場の雰囲気を盛り上げ、出席率の向上を計るべく努力いたしますので会員皆様のご指導ご協力を切にお願い申し上げます。

3. 行事予定

7 月	7	クラブ協議会（地区協議会報告）	R A C	7／20 学習会	青少年活動月間
	14 理	クラブフォーラム（R I会長テーマについて）			
	21		R A C		
	28	クラブ協議会（決算報告、予算審議活動方針発表）			
8 月	4		R A C	7／30～8／1 インターフォーラム年次大会 (鹿児島) 8／17～学習会	職業奉仕月間
	11 理				
	18		R A C		
	25	ファイヤサイドミーティング			
9 月	1	クラブフォーラム（青少年奉仕委員会）	R A C	9／7 学習会	ロータリーフィンанс月間
	8 理	クラブ協議会（公式訪問を控えて）			
	15	休会（敬老の日）	休会		
	22	ガバナー公式訪問			
	29	観月家族会（旧8月23日）			
10 月	6	米山週間に因んで	R A C	10／1～10／7 米山週間 10／9～10 ロータリーフィンанс年次大会 (宮崎) 10／12 学習会	ロータリーフィンанс月間
	13 理				
	20	クラブフォーラム（職業奉仕委員会）	R A C		
	27	ファイヤサイドミーティング			
11 月	③	休会（文化の日）	R A C	11／9 学習会 11／26～27 年次大会（大分） G S E	ロータリーフィンанс月間
	10 理	R I財団月間に因んで			
	17	職場訪問	R A C		
	24				
12 月	1	クラブ協議会（年次大会出席報告）	R A C	12／7 学習会	ロータリーフィンанс月間
	8 理				
	15	年次総会	R A C		
	22				
	29				

1983. 7 ~ 1984. 6

1 月	5		R A C	1 / 16 学習会	
	12	理 クラブ協議会			
	17	クラブ協議会（上期報告・下期計画発表）	R A C		
2 月	26				
	2		R A C	2 / 15 学習会 2 / 23 ロータリー創立 7 9 周年記念日 世界理解と平和の日 2月中 I G F	世界 理解 月 間
	9	理 ファイヤサイドミーティング			
	16		R A C		
	23	クラブフォーラム（国際奉仕委員会）			
3 月	1	クラブ協議会（I G F 報告）	R A C	3月中 次期会長幹事研修会 3 / 14 学習会 3 / 23 西RC創立記念日	
	8	理			
	15		R A C		
	22				
	29				
	5	ロータリー雑誌月間に因んで	R A C	4 / 11 学習会	雑 誌 月 間
4 月	12	理			
	19	クラブフォーラム（社会奉仕委員会）	R A C		
	26				
5 月	③	休会（憲法記念日）	休会	5 / 9 学習会	
	10	理			
	17		R A C		
	24				
6 月	7		R A C	6 / 18 学習会 6 / 10 ~ 6 / 14 世界大会（英国バーミンガム）	
	14	理 ファイヤサイドミーティング			
	21		R A C		
	28	クラブ協議会（活動報告）			
			48回		

4. 組 識 一 覧 表

<クラブ役員・理事・委員会名簿>

1983. 7~1984. 6

会長	高井 敏治 (理事)	副会長	池田 広
幹事	木治屋克己	副幹事	佐伯 寿郎
理事	原 三郎 太原 春雄 安田 正治 下田平哲夫 宇治野純章 (会計)		
S·A·A	中尾 洋 副 S·A·A	馬場 康二	神野 靖久

委 員 会	所 属 委 員 (◎委員長 ○副委員長)
出 席	◎瀬戸山勝資 ○平岡祐吉・外西寿彦・藤安辰造・海老原利則
職 業 分 類	◎新福栄熊 ○岡元健一郎・中村俊雄・川田恵一・内山光男
会 員 選 考	◎河井時義 ○岩元紀彦・石神兼康
会 員 増 強	◎田平礼章 ○川村 洋・柿市高重・岩男秀彦・吉留 益
ブ ロ グ ラ ム	◎川上鐵太郎 ○小園正人・玉川哲生・小山幸義・藤都喜エ門
広 報	◎二階堂正明 ○三角桂次郎・久保田彦穂・林 宏
親 親	◎本武勝美 ○徳沢紀生・浜田 馨・渡辺 忠・安楽紘一郎 中尾正昭・光吉正昭
ロ ー タ リ ー 情 報	◎土橋 滋 ○島津忠丸・川畑正美・福満武雄・海江田卓
会 報 ・ 雜 誌	◎高橋 司 ○徳田 基・岩元 基・桜美義明
職 業 奉 仕	◎原 三郎 ○中村一男・絞島志芽太・池口恵親・市村 博
社 会 奉 仕	◎太原春雄 ○前田好文・水渕清治・永松実夫・東郷初夫
青 少 年 奉 仕	◎下田平哲夫 ○上原 満・新川靖博・田原迫卓視・大庭 昇
イ ン タ ー ア ク ト	◎江夏 洋 ○中村善治・前田隆造・岩田泰一・佐久間佳久
ロ ー タ ー ア ク ト	◎渡部 信 ○富田豊喜・林 其為・村田和雄・徳永新一郎
国 際 奉 仕	◎安田 正治 ○福田正臣・山下皓三・古木圭介・田中克佳
ロ ー タ ー 財 団	◎牧田健二 ○福田敏之・岡山唯一・久保政次

273地区青少年奉仕インターアクト委員 瀬戸山勝資

5. 委員会報告

クラブ奉仕委員会

委員長（副会長）池田 広

基本方針

綱領第一によると“奉仕の機会として知り合いを拡める”とあるが、これを“奉仕をしやすくするために知り合いを拡め且つ深める”と解し、

知り合いを拡めるために増強、深めるために親睦、ロータリー的奉仕を理解するために情報活動を強化する。且つ外部へはロータリー精神、ロータリー的奉仕をPRにつとめる。

本年度の計画

増 強：10名以上の入会を若年層にもとめ、未充填分野の充填をはかる。

親 睦：出席率の向上、新入会員の世話、三木会、家族会の活用につとめる。

情報教育：雑誌の紹介、三分間情報、学習会を活用し、クラブフォーラムを充実する。

以上、事をスムーズに行なうために月一回以上のクムブ奉仕部門委員会を行ない、毎月第一例会後委員長会議を行なう。

出席委員会

委員長 濑戸山 勝 資

委 員 平岡 稔吉・外西 寿彦・藤安 辰造・海老原 利則

基本方針

例会出席なくしてロータリーは存在せず、全会員特に新入会員にロータリーの原則を充分理解して貴い出席100%遂行を期す。

本年度の計画

- ① 恒例通り100%出席達成者に記念品を贈呈する。
- ② 常に出席表に留意し、欠席者に対し注意をする。
- ③ 情報委員会と共に上級会合に出席を要請する。

- ④ 定款8条5節の出席規定を周知する様に、適時案内する。

職業分類委員会

委員長 新福栄熊

委員 岡元健一郎・中村俊雄・川田恵一・内山光男

基本方針

- ① 地域社会の職種を再検討して、職業分類表を作成するよう努力する。
- ② 同一関連分類にかたよらないよう、未充填職種の充填分類表を作るよう努める。

本年度の計画

- ① 8月31日までに、充填・未充填職業分類表を作成して、会員に公示する。
- ② 会員増強委員会とも密接な連絡をとり、未充填職業分類の解消に努力したい。

会員選考委員会

委員長 河井時義

委員 岩元紀彦・石神兼康

基本方針

会員の被推薦者を個人的面から審査する場合、判断をくだすべき事項については、下記に準ずることになっている。

1. 本人の人格及び名声に非難の余地がないか。
2. その所属する会社に対する、一般社会・競争者・取引先の判断が最良のものであるか。
3. 奉仕に熱心であるか。
4. 会員としての財政的義務を迅速に果たし得るか。
5. 週例会に規則正しく出席出来るか。

以上の事項について、速かに調査して到達した結論を理事会に報告したい。

本年度の計画

会員増強が本年度は重点項目として取り上げられた趣旨にのっとり、会員増強委員会と密に連絡をとり、会員の質・量ともに目標に達するよう努力したい。

会員増強委員会

委員長 田平札章・川村洋

委員 柿市高重・岩尾秀彦・吉留益

基本方針

ロータリーにおける会員増強の重要性を充分に認識し、新会員の獲得に努力する。

本年度の計画

1. 機会あるごとに候補者の推薦を全会員に呼びかけ、会員の推薦は各会員の権利でもあり義務でもある事を了承してもらう。
2. 自然減を見こして1人でも多くの会員を獲得する様努力する。
3. 一方、増強がやゝ難かしくなった現実をも認識し、入会された会員がロータリーを理解されないまま、早期に退会されない様気をくばる。
4. 会員増強の重要性を理解する為、ロータリーの友5月号4～7頁「拡大か衰退か」を読んでもらう。

プログラム委員会

委員長 川上鐵太郎

委員 小園正人・玉川哲生・小山幸義・藤都喜エ門

基本方針

会員ができるだけ広範な知識を深めて、その奉仕活動が有効に進められるように、また、会員相互の理解と親交に役立つような編成をはかりたい。

本年度の計画

年間卓話数の三分の一は会員卓話とし、特に新入会員の卓話にその半数を当てたい。

三分の二は、会員外から経済・企業経営・国際問題についての卓話のほか、文化（芸術を含む）科学（医療を含む）の各界の方の卓話を求めたい。

会員委員会

広報委員会

委員長 二階堂 正明

委員 三角 桂次郎・久保田 彦穂・林 宏

基本方針

R Cは地域社会の重要な存在であり、その奉仕活動、会合は活力にみち魅力あふれるものでありたい。こうしたR Cのすべての動きは、地域社会と住民ひとりひとりをつねに啓発するものであろう。広報するに足りる価値あるR Cニュースの発掘とその広報に努める。

本年度の計画

- ① 西R C各委員会、理事会の動向をよくつかみ、価値あるR Cニュースづくりに励む。
- ② 地域内たとえば手近かな鹿児島市内各R Cの広報委員会相互のコミュニケーションを密にして、共同作業について話し合う。
- ③ 地域各マスコミ機関関係者との交流を深くする。
- ④ ロータリアンひとりひとりの広報意識をたかめ、日常の生活行動の中で成果をあげてもらうよう努める。

会員委員会

親睦委員会

委員長 本武勝美

委員 徳沢 紀生・浜田 韶・渡辺 忠・中尾 正昭

光吉 正昭

基本方針

「ロータリーの原点は親睦にある」との理念に基づき、会員相互の面識と友愛を増進し、リク

リエーション及び親睦の催し等に会員が奮って参加、クラブの一般目的の進行に努力する。

本年度の計画

1. 会員相互の親睦をより一層深める為。
A. 例会座席の配置を考慮する。（委員会別・誕生日別・趣味別等）
B. 新入会員や外国、県外ビジターへの配慮。
2. 観月家族会の実施
3. 会員夫人の誕生祝贈呈
4. 「楽しいニコニコ箱」作り、全会員の御協力をお願ひする。
5. 三木会、ゴルフ同好会の年4回実施。

その他の同好会、大会は最低1回程度とする。

ロータリー情報委員会

委員長 土橋 滋

委員 島津 忠丸・川畑 正美・福満 武雄・海江田 卓

基本方針

- (1) 新年度のロータリー情報プログラムの計画予定表を作成する。
- (2) 会員候補者にロータリークラブ会員としての特典及び責務の情報資料（ロータリー入門、ロータリーの手ほどき）を提供する。
- (3) 会員特に新入会員としての特典と責務に関して適切な機会を設け、ロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供する。
- (4) 国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する。

本年度の計画

- (1) 新入会員の入会時の個別指導を行う。
- (2) 基本方針を実現するために、理事会及び各委員会との協力をはかる。
- (3) 「学習会」の充実のために、特に新入会員の出席を義務として、ロータリー学習会へ会員の出席を奨励する。
- (4) ロータリー関係の文献、資料の整備
- (5) 例会、各種会合及び会報、雑誌への資料を情報として提供する。

会報・雑誌委員会

委員長 高橋 司

委員 徳田 基・岩元 基・桜美 義明

基本方針

クラブ奉仕の各委員会と密接な連絡をとり、各役割を通じて充分なクラブ活動が出来るようクラブ運営の基礎となって活動する。

本年度の計画

1. 会員の関心を高め、貢って楽しい週報づくりに努める。
2. 会員の自由投稿を願い、又趣味の和を拡げる。
3. 新入会員に自己紹介の機会を与えてもらって、卓話を写真入りで紹介する。
4. 情報機関の報導に注意し、価値ある記事を抜き記録する。
5. 次週の予告、卓話の問題等を通じ会員の出席への関心を刺激し、親睦を高め、又ロータリー教育に寄与する。
6. 人事記録、記念行事記録を写真入りで残し、1年分をまとめてクラブ歴史の資料とする。

S・A・A委員会

委員長 中尾 洋 委員 馬場 康二・神野 靖久

基本方針

秩序正しく、品位ある楽しい例会が維持出来る様つとめます。親睦委員会、プログラム委員会と連絡を毎回とり、特に県外ビジターへの配慮並に卓話者が、卓話を行ない易く十分に気をくばりたいと思います。

SAAの席は一年間固定席とし、例会の運営がスムーズに行く様会場監督を行います。

職業奉仕委員会

委員長 原 三郎

委員 中村 一男・鮫島 志芽太・池口 恵觀・市村 博

基本方針

実業人及び専門職業人の代表として、ロータリー奉仕の哲学を受け入れて、夫々自己の職業を通じて社会に貢献する事が、職業奉仕の基本である。RCの原点は、職業奉仕にある事を知り、委員会としては此の様な職業観の下に、道徳と倫理を採り入れ、高揚に努めたい。

本年度の計画

1. 職業奉仕に関する自己評価の機会を設けたい。
2. 優良職場を訪問し、優良従業員の表彰を実施する。
3. (職業奉仕に関連ある) 講演会を実施する。

社会奉仕委員会

委員長 太原 春雄

委員 前田 好文・水渕 清治・永松 実夫・東郷 初夫

基本方針

最近のロータリーに真の奉仕があるのであろうか。反省の上にたつて、「超我の奉仕」の哲学と実践倫理の原理に基づく活動を進めたい。

本年度の計画

- ① 社会奉仕事業としての「ロータリー賞」文庫の贈呈は継続する。
- ② 創立20周年事業の一つとして設立した県立図書館の鹿児島西ロータリークラブ青少年文庫に本年度分として、追加献本を行う。
- ③ 日赤血液センターと連携をとりつつ、献血推進運動の展開をはかりたい。

青少年奉仕委員会

委員長 下田平 哲 夫

委 員 上原 満・新川 靖博・田原迫 卓視・大庭 昇

基本方針

青少年奉仕委員会は、インタ・ローター西アクトクラブの委員の皆様の価値や潜在能力に対する社会の評価を高める様、彼等のためにではなく彼等と共に活動したい。

本年度の計画

① 両クラブ委員の増員に努力したい。

② 活動内容の充実

インターラクト委員会

委員長 江 夏 洋

委 員 中村 善治・前田 隆造・岩田 泰一・佐久間 佳久

基本方針

- ① 西クラブ傘下の鹿児島高校、鶴丸高校のIAC会員並に指導教官との接触の機会を増やし、RC、IACの相互理解を深めたい。
- ② IACの国際親善活動の一環として、当地在住の留学生と鹿児島高校、鶴丸高校両校のIAのメンバーとの交流の場を設けたい。
- ③ 西RCのIAのメンバーの両校のIACの例会への積極的な参加をしたい。

本年度の計画

- ① 第273地区インターラクト第19回年次大会を鹿児島インターラクト連絡協議会をホストとして、7月30日より8月1日迄の3日間鹿児島市中央公民館を主会場として行なう。

ローターアクト委員会

委員長 渡 部 信

委 員 富田 豊喜・林 其為・村田 和雄・徳永 新一郎

基 本 方 針

1. 地域に密着した社会奉仕
2. ローターアクト会員の増加
3. ロータリアンのローターアクト例会出席の奨励
4. ローターアクトの自主性を尊重し、適切なる指導、援助、努力を行なう。

本年度の計画

1. インターアクト年次大会への協力
2. ローターアクトクラブ海外研修への参加
3. 会員増強のための勧誘、PRの推進、ロータリアンへの職場での勧誘
4. 朝清掃、慰問、キャンプ、ダンスパーティ、職場訪問等維続的行事への参加

国際奉仕委員会

委員長 安 田 正 治

委 員 福田 正臣・山下 皓三・古木 圭介・田中 克佳

基 本 方 針

国際理解と親善を深め、世界平和に寄与できるよう全会員の協力と参加を御願いする。

本年度の計画

- (1) 留学生、交換学生を努めて、クラブ会合・家族会等に招待して交流を深める。
- (2) 組合せクラブ〔ブラジル454地区ボランディヤロータリークラブ〕と文通其の他の方法で親善をはかっていきたい。
- (3) 国際社会奉仕について、可能な範囲で協力してゆく。

ロータリー財団委員会

322

委員長 牧田 健二 指定 委員長

委員 福田 敏之・岡山 唯一・久保 政次

基本方針

ロータリー財団に関する情報を広め、これに対する支援を促進し、諸種のロータリー財団プログラムに対するクラブレベルでの協力を奨励する。

本年度の計画

- (1) 会員及び一般に対し、ロータリー財団に関する広報活動を行なう。
- (2) ロータリー財団月間に適当な講師による講演を行なう。
- (3) ロータリー財団奨学生候補者の推薦を行なう。
- (4) 地元から出したロータリー財団奨学生と年度を通じて接触を保ち、地元に留学している他国からの財団奨学生とも十分な接触をはかる。
- (5) 財団資金の支援を行い、百万ドル食事を年4回以上実施する。
- (6) ポールハリス・フェロー、準フェローの募集促進をはかる。

会員登録申請書

新規会員登録

会員登録申請書

新規会員登録

新規会員登録申請書

新規会員登録

新規会員登録申請書

新規会員登録申請書

6. 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

第 1 条 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第 2 条 区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へー西田橋ー高麗橋に至り西へ高麗町本通りー大学通りー中郡電停ー更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。

第 3 条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること。

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 4 条 会 合

第1節 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、定期の会合を開かなければならない。

但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。

また、例会日が法定休日に当る場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消すことができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

第 5 条 会員身分及び職業分類

第1節 会員身分。 ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第4条第3節及び国際ロータリーフジターボ細則第3条（末尾の「追録」参照）に定めるところによるものとする。

第2節 職業分類。 (a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) 修正。 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第3節 制限。 正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、国際ロータリーフジターボ細則第3条の規定により1名以上の正会員が認められている3種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りではない。

第 6 条 理事及び役員

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定むるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってよいし、そうでなくてもよい。

第4節 各役員は、本クラブ細則の定むるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期間

内に、選舉するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選舉により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選舉された年度中、又は後任者が選舉されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクチブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならぬ。

第 7 条 入会金 及び 会費

第1節 本クラブの正会員・シニア・アクチブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 8 条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合。
(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である：また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなつた正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き充たしていなければならない。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクチブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節b項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。（しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節a項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。）

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節(a項)の規定によりシニア・アクチブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会。 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節a項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みに示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結－会費未払。 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかつている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰することはできない。

第5節 終結－欠席。 (a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填（マークアップ）するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことをするものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員がロ

ーター・アクト・クラブもしくは仮ローター・アクト・クラブ又はインターラクト・クラブもしくは仮インター・アクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に出席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事中のため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6ヵ月間又は後半の6ヵ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクチブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクチブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

第6節 他の原因による終結。 (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を説明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会。 いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 9 条

地域社会・国家及び国際問題

第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのようないかなる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対し嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第 10 条

ロータリーの雑誌

第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクチブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 講読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第 11 条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 12 条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定することができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 13 条 細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに縦って時々改正することができる。

第 14 条 改 正

第1節 時。 本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g項)に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

第2節 提案者。 本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R、I、B、I、の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手続。 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行なわなければならない。

第4節 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本ク

ラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならぬ。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

追 錄

「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリークラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」の中の該当箇所の抜粋を掲げる：

国際ロータリー定款

第 4 条

会 員

第3節 クラブの構成。 (a) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代理者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわってお

り、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があつてはならない。

(c) 国際ロータリー細則は、ロータリークラブの中に正会員の外にシニア・アクチブ会員・ペスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則は、その各自に対する資格条件を定めるものとする。

国際ロータリー細則

第3条

クラブの会員身分

第1節 種類。 ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類。すなわち、正会員、シニア・アクチブ会員、ペスト・サービス会員及び名誉会員とする。

第2節 正会員。 国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

第3節 アディショナル正会員。 (a) クラブの正会員は、いすれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクチブ会員になった場合にそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。

但し：

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない；
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身

分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。（この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節a項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。）

第4節 シニア・アクティブ会員。 (a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、その一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
 - (2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上であった者。
 - (3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
 - (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。
- (b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にすることを要する。
- (c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。
- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
 - (2) 本条第3節a項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入金させることができる。

第5節 パスト・サービス。 (a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

- (b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとしないこと、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第4節a項に規定されている場合を除く）及びアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利・特典及び責任を有するものとする。

第6節 二重会員。 何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はパ

スト・サービス会員となることを得ないものとする。

第7節 名誉会員。クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選舉することができる。

名譽会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名譽会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

第8節 宗教、報道機関及び外交員。二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

第9節 公職。一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、該当公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第10節 国際ロータリーの職員。クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

（略）

7. 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第 1 条 理事及び役員の選挙

第1節 役員を選挙する会合の1カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した7名の候補者を以って当選者とする。

第2節 被選理事は、年次総会後1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、その後、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一員または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくともよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人々は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期未到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

第 2 条 理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

第 3 条 役 員 の 任 期

第1節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長又は理事会によって定められる任務を行なうものとする。

第3節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付隨する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第4節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成してこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータ

リー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならぬクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付隨する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならぬ。

第6節 会場監督。会場監督の任務は、通常その職に付隨する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第 4 条 会 合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は本曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名譽会員（又は標準クラブ定款第8条第5節（c）又は（d）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならないものとする。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

第 5 条 入会金及び会費

第1節 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額160,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

第7条 委員会

第1節 (イ) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を任命しなければならない。

社会奉仕委員会

青少年奉仕委員会

国際奉仕委員会

職業奉仕委員会

(ロ) 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。

ロータリー・アクト委員会

インター・アクト委員会

ロータリー財団委員会

(ハ) 社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会、国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(ニ) 会長は理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

出席委員会

親睦活動委員会

会報雑誌委員会

職業分類委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

ロータリー情報委員会

ロータリー賞推せん委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(ホ) クラブ諸委員会の任命について、可能且つ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2ヵ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

いかなる委員も本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることはできない。

(ヘ) 職業分類委員会、ロータリー情報委員会および青少年奉仕委員会は、各々3名以上の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基づく最初の任命は次の如く行なうものとする：3名以上の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以てそれぞれ任命する。

- (ト) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。
- (チ) 会長は又、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つクラブ奉仕担当理事を1名任命しなければならない。この理事は、クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (リ) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (ヌ) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第 8 条 委 員 会 の 任 務

第1節 社会奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第2節 青少年奉仕委員会。この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- ① **ローター・アクト委員会。**この委員会は、ローター・アクトに関する事項を担当する特定委員会でローター・アクト・クラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローター・アクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。
- ② **インター・アクト委員会。**この委員会は、インター・アクトに関する事項を担当する特定委員会で、インター・アクト・クラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成する、インター・アクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

第3節 国際奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (ア) **ロータリー財団委員会。**この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

第4節 職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 (a) 出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

(b) **親睦活動委員会。**この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。

(c) **会報雑誌委員会。**この委員会は、クラブの活動状況を記録するとともに、興味ある記事も掲載することによって会員の親睦を深め、また、ロータリー教育の情報の徹底に寄与するための会報を編集し発行するものとする。又、ロータリアン誌及び／又はレビスタ・ロータリアに対する読者の関心を喚起し、雑誌週間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(d) **職業分類委員会。**この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(e) **会員選考委員会。**この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(f) **会員増強委員会。**この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、そして開放された職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

(g) **プログラム委員会。**この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(h) **広報委員会。**この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(i) **ロータリー情報委員会。**この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員

にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

- (j) ロータリー賞推せん委員会。この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行なう。

第 9 条

賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

第 10 条

財 政

第1節 会計 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書 役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払わるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、 本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は 7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、 その年度の收支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第 11 条

会員選挙の方法

第1節 正会員（アティショナル正会員を含む） (1) 本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出さるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。

- (2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

- (3) 理事会は、職業分類上員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- (5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、当該被推薦者について投票を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えた場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス、及び名誉会員。これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクチブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

第3節 元アディショナル正会員の再選。 (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(b)(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

- (2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙ができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)
- (3) 理事会は、その裁量によって、いかな申込みをも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以

て理事会に通告せしむべき 10 日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において一職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参照して入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対票が 1 票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の 4 分の 3 の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

第 12 条 決 議

第 1 節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されなければならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

第 13 条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 14 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

* 改正された条項には下線が付してあります。

8. 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から 1 カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶弔があった場合は、クラブから￥5,000 相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養 1 カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから￥5,000 相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ￥10,000と￥10,000相当のお花
2. 夫 人 ￥ 7,000
3. 父母又は子女 ￥ 5,000

前 1.2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年 7 月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和 52 年 12 月 8 日より実施する。

9. 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約

1. この奉仕活動を鹿児島西R・C「友愛文庫」事業という。
2. この会の運営金は、鮫島志芽太会員の寄附金10万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約1割（約10万円）を毎年加算したものとする。
3. この運営金は、離島・辺地等の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。
4. 初年度は、3校を選定し、1校に各20冊、計60冊（1冊1,000円程度）を贈り、初年度の費は6万円とする。原則として同じ学校へ5カ年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては情況により、2年又は3年限りとすることがある。
5. 2年度は新しく2校を増加し、前年度の3校（又は2校）と合せて5校（又は4校）とし、各校20冊宛を献本する。
3年度はさらに1乃至2校を増し、遂次継続して献本するものとし、5年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運営業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員が行なう。
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. ときどき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インターラクトとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていくことを理想とする。
このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金10万円は、昭和58年国際ロータリー第273地区年次大会における鮫島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

10. 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

第1条（目的）

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条（基金）

奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

第3条（基金の運用）

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

第4条（奨学金の給付対象）

当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターラクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

第5条（奨学金の給付金額及び対象人数）

昭和58～59年度は月額1万円、対象人数は8名とする。

第6条（奨学金給付者の選考）

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターラクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

第7条（その他）

その他必要な事項は理事会に於て決定する。

第8条（附 則）

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

備 考

昭和55年4月より月額5,000円、対象人数は6名以内で実施されたが、昭和57年4月より月額1万円に改めた。

11. (昭57~58) 1982~83年度収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ

費目	S. 57年度 予算	S. 57年度 決算	備考	
(収入の部)				
前 年 度 繰 越 金	2,463,016	2,463,016		
年 会 費	13,875,000	13,298,000		
雑誌代(ロータリーの友)	222,000	213,000		
入 会 金	350,000	280,000	@ 3,500×8	
R財団寄附金(入会時)	23,800	19,500	@ 2,380×3, @ 2,520 @ 2,400×2	
ビジターア会食費	1,005,000	750,500		
家 族 会 会 費	450,000	445,000		
上級会合出席補助	450,000	450,000		
ニコニコ寄附金より繰入れ	900,000	0		
20周年記念行事基金	925,000	890,000		
雑 収 入	250,000	449,406	預金利息, 家族会当日入金分外	
収 入 合 計	20,913,816	19,258,422		
(支出の部)				
事務局関係	人 件 費 退職給与準備金 通 信 費 事務用品費 印 刷 費 厚生・福利費 交 通 費 図 書 費 借 室 料	(271,000) 1,840,000 92,000 520,000 80,000 350,000 (52,447) 230,000 50,000 15,000 120,000	2,111,000 92,000 431,424 67,086 292,000 282,447 40,660 0 120,000	切手, ハガキ代, 送金手数料, 電話料外 アッセンブリー, 予算書, 公式訪問報告書外 保険料, 定期券代
	計	3,297,000	3,436,617	

費　目		S. 57年度 予算	S. 57年度 決算	備　考
委員会	出席席	200,000	164,640	出席表彰記念品代
	S・A・A	10,000	0	
	会員選考	5,000	0	
	会員増強	10,000	0	
	職業分類	50,000	42,350	職業分類表印刷代
	親睦活動	(122,110) 2,000,000	2,122,110	誕生、結婚記念品代、家族会費用外
	プログラム	100,000	85,050	ゲストお車代
	ロータリー情報	100,000	43,275	ロータリー手帳代、文献代
	広報	200,000	60,100	写真、フィルム代外
	会報・雑誌	900,000	844,200	ロータリーの友代、週報印刷代
関係	職業奉仕	80,000	37,900	優良従業員表彰記念品代、筆耕料外
	社会奉仕	250,000	96,800	長崎水害義援金、ロータリー賞諸経費
	青少年奉仕	1,400,000	1,273,665	I A・R A 関係
	国際奉仕	50,000	50,000	台北西 R・C へ、NHK海外け合い寄附金
ロータリー財團		10,000	0	
計		5,365,000	4,820,090	
R・I 関係	人頭分担金	374,255	364,378	上期 @2,023×88、下期 @2,142×87
	R財團寄附金	388,000	208,800	百万ドル@800×87×3
	"(入会時)	23,800	19,500	@2,380×3、@2,520×3 @2,400×2
	米山記念奨学金	138,750	131,250	上期 @750×88、下期 @750×87
計		924,805	723,928	
地区関係	地区大会分担金	260,400	249,200	
	地区協議金	250,000	85,000	
	地区資金	333,000	315,000	上期 @1,800×88、下期 @1,800×87
	地区青少年交換資金	138,750	131,250	上期 @750×88、下期 @750×87
	ガバナー事務所費	138,750	131,250	上期 @750×88、下期 @750×87
	世界社会奉仕	46,500	0	
	ガバナー月信購読料	111,000	105,600	上期 @600×88、下期 @600×88
計		1,278,400	1,017,300	

費目		S. 57年度予算	S. 57年度決算	備考
その他	拡大事業費	100,000	0	
	会議費	500,000	352,968	學習会外諸会合費
	会食費	5,950,000	5,047,810	例会食事代
	雑費	(217,457) 500,000	717,457	慶弔費外
	備品費	100,000	0	
	特別基金	100,000	100,000	(定期へ)
	20周年記念行事基金	925,000	890,000	
	上級会合出席補助	450,000	382,800	
	向笠後援会費	45,000	43,500	@500×87
計		8,670,000	7,534,535	
予備費		(663,014) 1,378,611	0	
支出合計		20,913,816	17,532,470	
差引残高		1,725,952		

() は予備費、使用額を示す。

費目	S. 57年度予算	S. 57年度決算	備考
<特別基金>			
(収入)			
前年度繰越金	2,243,420	2,243,420	
基金特別負担金	50,000	40,000	@ 5,000×8
一般会計より繰入	100,000	100,000	
雑 収 入	100,000	102,664	利息
収入合計	2,493,420	2,486,084	
<退職金与準備金>			
(収入)			
前年度繰越金	624,493	624,493	
一般会計より繰入	92,000	92,000	
雑 収 入	20,000	29,478	利息
収入合計	736,493	745,971	
(支出)			
退職金(向井房子さん)		700,000	
支出合計		700,000	
差引残高		45,971	
<ニコニコ寄附積立金>			
(収入)			
前年度繰越金	2,088,464	2,088,464	
寄附金収入	900,000	1,313,700	
雑 収 入	15,000	24,783	預金利息
収入合計	3,003,464	3,426,947	
(支出)			
友愛文庫へ繰入	120,000	120,000	
一般会計へ繰入	900,000	0	
西ロータリークラブ 奨学金へ繰入	600,000	600,000	
20周年会計へ繰入		500,000	

12. 1983~84年度 収支予算書

費目	S. 58年度 予算		備考
(収入の部)			
前年度繰越金	1,725,952		
年会費	14,000,000		上期@8,000×85人 下期@8,000×90人
雑誌代(ロータリーの友)	210,000		上期@1,200×85人 下期@1,200×90人
入会金	350,000		@35,000×10人
R財団寄附金(入会時)	23,700		@2,370×10人
ビジターカ食費	850,000		@1,700×500人
家族会会費	425,000		@5,000×85人
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,200,000		
雑収入	300,000		預金利息外
収入合計	19,084,652		
(支出の部)			
事務局関係	人件費	1,470,000	給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	定期預金へ
	通信費	430,000	切手、ハガキ、電話料外
	事務用品費	80,000	洋半紙、封筒外
	印刷費	310,000	アッセンブリー、県下名簿、領収証、報告書
	厚生福利費	280,000	保険料並びに定期券代
	交通費	50,000	
	図書費	10,000	
	借室料	120,000	
	計	2,821,000	

費目		S. 58年度予算	備考
委員会	出席席	130,000	出席表彰記念品代
	S·A·A	10,000	
	会員選考	5,000	
	会員増強	10,000	
	職業分類	45,000	職業分類表印刷代
	親睦活動	2,400,000	誕生、結婚記念品代、家族会費用外
	プログラム	90,000	ゲストお車代
	ロータリー情報	50,000	ロータリー手帳並びに文献代
	広報	100,000	会議費、フィルム、プリント代
	会報雑誌	850,000	ロータリーの友代、週報印刷代
R.I.関係	職業奉仕	80,000	職場訪問諸経費
	社会奉仕	150,000	ロータリー賞外
	青少年奉仕	1,500,000	I A, R A 関係、諸会議経費
	国際奉仕	100,000	交歓会費
	ロータリー材団	10,000	
計		5,530,000	
地区関係	人頭分担金	384,533	上期 \$8.5 × @ 237 × 85 人 下期 \$10 × @ 237 × 90 人
	R財団寄附金	352,000	@ 800 × 80 人 × 4 回 (百万ドル) 一般寄付 @ 200 × 80 人 × 6 回 (20万ドル) "
	" (入会時)	29,625	@ 2,370 × 10 人, @ 1,185 × 5 人
	米山記念奨学金	175,000	上期 @ 1,000 × 85 人, 下期 @ 1,000 × 90 人
計		941,158	
GSE(研究グループ交換資金)	地区大会分担金	246,400	@ 2,800 × 88 人
	地区協議会	100,000	(鹿屋)
	地区資金	315,000	上期 @ 1,800 × 85 人, 下期 @ 1,800 × 90 人
	地区青少年交換資金	131,250	上期 @ 750 × 85 人, 下期 @ 750 × 90 人
	ガバナー事務所費	131,250	上期 @ 750 × 85 人, 下期 @ 750 × 90 人
	世界社会奉仕	44,000	@ 500 × 88 人
	ガバナー月信購読料	105,000	上期 @ 600 × 85 人, 下期 @ 600 × 90 人
	GSE(研究グループ交換資金)	175,000	上期 @ 1,000 × 85 人, 下期 @ 1,000 × 90 人
計		1,247,900	

費　目		S. 58年度 予算		備　考
そ の 他	拡大事業費	50,000		
	会議費	500,000		學習会補助、役員、委員長会議、次期会長、幹事研修会外
	会食費	5,750,000		
	雑費	750,000		慶弔費外
	備品費	100,000		
	特別基金	100,000		上期 50,000 下期 50,000 (定期へ)
	上級会合出席補助	500,000		地区大会登録料外
計		7,750,000		
予備費		794,594		
支出合計		19,084,652		
差引残高		0		

費 目	S. 58年 度 予 算		備 考
<特別基金>			
(収入)			
前年度繰越金	2,486,084		
基金特別負担金	50,000		@ 5,000×10人
一般会計より繰入	100,000		上期 50,000 下期 50,000
雑 収 入	100,000		預金利息
収入合計	2,736,084		
<退職給与準備金>			
(収入)			
前年度繰越金	45,971		
一般会計より繰入	71,000		
雑 収 入	2,000		預金利息
収入合計	118,971		
<ニコニコ箱寄附積立金>			
(収入)			
前年度繰越金	2,206,947		
寄附金収入	1,200,000		
雑 収 入	20,000		預金利息
収入合計	3,426,947		
(支出)			
友愛文庫へ繰入	120,000		社会奉仕部門へ
奉仕活動関係へ繰入	1,200,000		
西ロータリークラブ 奨学金へ繰入	600,000		社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	300,000		" "
支出合計	2,220,000		
差引残高	1,206,947		

費 目	S. 58 年度 予 算		備 考
<西ロータリークラブ奨学金>			
(收 入)			
前 年 度 繰 越 金	4,955,488		
雜 収 入	320,000		預金利息
ニコニコ寄附積立金より	600,000		
収 入 合 計	5,875,488		
(支 出)			
奨 学 金	960,000		@ 10,000×8人×12カ月
通 信 費	9,600		@ 800×12カ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600		
差 引 残 高	4,905,888		
<西ロータリークラブ友愛文庫>			
(收 入)			
前 年 度 繰 越 金	95,663		
ニコニコ寄附 積立金より繰入	120,000		
雜 収 入	2,000		預金利息
収 入 合 計	217,663		
(支 出)			
本 代	105,000		
支 出 合 計	105,000		
差 引 残 高	112,663		
<特 别 積 立 金>			
(收 入)			
前 年 度 繰 越 金	2,170,849		
雜 収 入	85,000		預金利息
収 入 合 計	2,255,849		

13. 財産目録

昭和58年6月30日現在

鹿児島西ロータリークラブ

資産の部

区分	内訳	金額(円)	備考
預金	旭相互銀行(普通)	1,725,952	一般会計
"	" (定期)	2,486,084	特別基金
"	" (普通)	459,71	退職給与準備金
"	鹿児島銀行(普通)	2,206,947	ニコニコ寄附積立金
"	旭相互銀行(普通)	733,48	西ロータリークラブ奨学金
国債	日の出証券	4,882,140	"
預金	旭相互銀行(普通)	95,663	友愛文庫
"	" (定期)	2,170,849	特別積立金
	計	13,686,954	
備品	ピアノ外	107,802	定額法による未償却残額